

公開講座記録

開講期間： 第1・2回 2001年7月7日（土）
第3・4回 7月14日（土）

テーマ： 家族の変容と病理 II

いま、家族が注目されている。少子・高齢化をはじめ、さまざまな社会問題が、家族をめぐる生起している。また、種々の社会病理現象の原因として、家族にその責任を帰する議論も少なくない。生活の基盤である家族のあり方が改めて問われているのである。

戦後の日本人の生活の歩みの中で、家族ほどその変貌の激しいものはないといわれている。この五十余年の間に、日本の家族はどのような変容を遂げたのか。危機に瀕しているといわれる家族は、どのような問題を抱えているのか。そして、家族はどこへ行こうとしているのか。

昨年度に引き続き、日本の家族の変容過程とそこに見いだされる病理をバラサイト・シングル、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの問題を中心に考察し、家族の将来像を展望する。

・第1回 少子化の現実——バラサイト・シングル出現の環境——

東京学芸大学助教授 山田昌弘

1. バラサイトシングルと夢

家族社会学 「人がみたくないと思っている家族の側面を明らかにする」学問

① 少子化（バラサイト・シングルの出現）は日本社会の危機の象徴

ランドルフ・ネッセー希望が生まれる条件 努力が報われるという見通しがあるとき

② 自立をすると損、依存するほうが得というシステムが少子化を生み出す

③ 努力が報われる社会へ 自立にサポート、依存にハンディ

2. 未婚化・晩婚化の実態

① 日本の未婚者の大部分は、親同居未婚者である（一人暮らしではない）

② 未婚にとどまる男女の属性が異なっており、その両者が結婚する確率は低い

③ 経済の低成長化（1973年以降）と共に緩やかに生じたもの

3. 未婚化・晩婚化の原因

① 息子、娘に苦勞をさせたくないと思う親（「子どものために」という意識が強い）

1) バラサイト・シングルを作り出す親

2) 経済力がないと、結婚し子どもを作ることをためらう

- ② 専業主婦指向の強さ（夫の収入が生活水準を決めるという実態）

・第2回 家族のリストラクチュアリング

——日本社会停滞の象徴としてのパラサイト・シングル——

東京学芸大学助教授 山田昌弘

4. 日本の社会・経済システムの転換期と結婚難

4-1. 経済の高度成長期（1955-1973）- 結婚容易であったわけ

- ① 親が豊かでなかった。親元においても、生活が豊かでなかった。一人暮らしが多かった。
- ② サラリーマン・専業主婦の確立期
- ③ 経済の高度成長期

- ① 高度成長期の夢 結婚して、豊かな生活を築き、子どもをよりよく育てること

4-2. 経済の低成長化と結婚難の進行

- ② 若い男性一人の給料では、結婚して豊かな生活を維持することが不可能に

4-3 欧米諸国の対応 - 専業主婦のリストラが進む

- ① 子（娘も含む）は、成人したら親から独立するという自立意識
- ② 女性労働 - 周縁労働ではない。男性と対等に近い収入、昇進
- ③ 欧米（英米仏、北欧） 成人した子の親からの自立 女性の自立
カップル二人の収入で生活を支え、そこそこの豊かさの中、子どもを育てる

5・パラサイト・シングルの社会、経済的影響

パラサイト（寄生）・シングル 親と同居してリッチな生活を楽しむ未婚者

- ① パラサイト・シングル（親同居未婚者） 日本で最も豊かな生活を送る層
- ② パラサイト・シングル 平成不況の遠因、日本社会停滞の原因

* やる気の喪失 * 享楽主義の温床

- ③ パラサイト・シングルの不良債権化が始まる

6. 有効な少子化対策 若者の努力が報われる社会へ

* 「ぬくぬく」より「わくわく」（松永真理）「安心」より「信頼」（山岸俊男）

- ① 成人した若者（特に娘）を親から独立させる。
 - ② 専業主婦体制のリストラクチュアリング
 - ③ 結婚、子育ては現実、各自が各自の夢を見つける社会へ
- * 「夢」がないから結婚しないのではなく、非現実的「夢」を見つづけるから結婚しない

・第3回 ドメスティック・バイオレンスへの家族論的アプローチ

文教大学人間科学部助教授 関井友子

・DV（ドメステック・バイオレンス）とはどのような暴力か？

DVは結婚している男女や恋人同士、離婚した元夫婦などの間で起きる暴力をさす。DVは単に身体的暴力だけをさすのではなく、心理的・経済的・性的暴力なども含む。これらの

根幹には、暴力の本質である欲求充足の直接的・物理的手段（権力の行使、パワーとコントロール）がある。さらにDVの特徴として、周期（DVのサイクル）の存在が明らかにされている。

・DVへの対応

この4月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者暴力相談支援センター等として各都道府県が設置する婦人相談所などを機能させることとし、警察や福祉事務所などの関係機関の被害者保護・保護命令を定めている。また、民間保護施設（シェルター）なども各地で設置され始めている。法律では加害者対策は今後の課題として指摘されているのみで、他国で実施されているような加害者矯正プログラムなどの制定に至っていない。

・暴力はなぜおこるのか？

暴力は社会に偏在する社会関係であり、意志的・直接的強制力とされる。自分の意志を強制させたり自分の欲求を達成させる手段を権力というが、暴力は権力の最も直接的で物理的な形態である。家族は生活を保護すると同時に生活を規制する最小にして最大の権力であり、そこは愛の共同体（家族は憩い安らぎの場）としての理想と、支配と従属関係が制度化され公権力が介入されない現実が交差する場だともいえる。

家族を単位として捉えること、家族はあたたかで安らぎの場（近代家族規範、友愛家族観）という観念の弊害。

男性と暴力の関係での問題点。暴力はその全てが禁止されているのではなく、国家が軍隊や警察という形で暴力を独占している。近代的軍隊の徴兵制が男性と暴力を親和化させた。また、男性規範（社会が求める理想的な男性像）は公共的領域での権力獲得（仕事で成功せよ）を要求するが、この男らしさを充足できない男性が、家族という私的領域で支配欲求を充たす手段が暴力となっている。

・第4回 家族の変貌と心理臨床的支援——家族心理士の視点から——

文教大学人間科学部教授 岡 堂 哲 雄

I. 家族の過去・現在・未来 ～ さまざまな実験と挫折

————— [19世紀末から20世紀初頭の社会と家族] —————

1896（明治29）年 民法の制定
家父長制 [イエ制度] ←国家神道
工業化社会の進展→ 都市（工場、炭鉱等）への人口の集中化へ
→ 家父長制揺らぎ
→ 多世代の直系家族の衰退化
2つの世界大戦→ グローバルな核家族化へ

————— [20世紀中葉の社会と家族] —————

1945（昭和20）年 第2次世界大戦敗北
1947（昭和22）年 民法改正→夫婦家族制→老親の追放
冷戦体制→ 米国の核の傘のもとで→モラトリアム国家

- 高度の工業化社会→ 都市人口の増加
 → 多世帯同居家族の消滅
 → 核家族の孤立化の進展
 ★ 厳父・慈母神話の崩壊

————— [20世紀後半と21世紀初頭の社会と家族] —————

- 情報化社会→ TV、PC、携帯電話、インターネット
 個人の自立幻想→ 家族〔夫妻〕一体感の衰退
 核家族の緩慢な減少
 → 家族の中の個人化 ←有職化
 利己主義の蔓延← ひとり暮らし世帯の急増
 ★ 生命の循環に関する倫理の衰退
 → 子どもの価値の相対化=子どもを生まない人々
 → 老人観の変遷=敬老から軽老へ

- ★ 家族の病原性 → 家族心理療法、家族カウンセリング
 → カップル・カウンセリング、夫婦療法
 → 家族の健全発達を支援する家族教育

II. 家族をめぐる社会的現実

1. 国勢調査にみる家族の変動：①核家族の減少傾向、②高齢者人口の急増、③二世帯、単身世帯の増加、④未婚者の増加、⑤少子化の進行
2. 離婚の増加による家族の解体（第2次離婚ブーム：1992年に始まる）

III. 家族心理士・家族相談士に対する社会的要請

[家族心理士・家族相談士資格認定機構が認定する2つの資格]

1. ライフサイクル（生命の循環）を支援する仕組みの崩壊
 - ・ 経済的な豊かさと核家族化→孤立化・密室化（血縁の絆の弱体化）
 - ・ 自己実現／利己主義／快樂主義の蔓延→地縁の援助の輪の衰退
 - ・ タテ社会の衰退、歴史性に関する感覚の麻痺→地縁の崩壊
 - ・ 生死観・倫理教育の解体化→生命の連続性の軽視（ジコチュウ：利己主義の浸透）
 - ・ 生命の尊厳の相対化・計量化→被害者の人権は無視され、救済は形式的。
 加害者の人権をひたすら擁護する（少年法）

★ 不自然な平衡感覚喪失状況

2. 支援対象となる家族の多様化

1) 家族の定義の修正

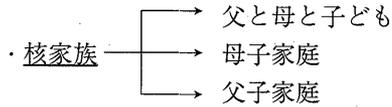
家族とは、親密さと世代間関係によって特徴づけられる小集団である。

————— 家族に関する「懐かしい」定義 —————

家族とは、夫婦を中心とし、親子、きょうだいなどの近親者とその主要な構成員で、相互に愛情や家族意識によって結ばれて共同生活を営み、人間的・文化的な生活をともにしている集団である。

2) 支援対象家族の多様化

・多世代同居家族



・継親子家族

・養親子家族

★ 継続家族

・別居カップル・家族（単身赴任家族）

・非婚・同棲カップル（子なし）

・試行結婚カップル

・同性愛カップル・家族

IV. 家族支援の着眼点 [地域社会（教育・保健・医療・福祉の機関／施設）との連携]

1) クライアントの問題行動は、家族関係（時には地域社会）のSOS信号である。

2) 問題の原因を探るよりは、解決の方策に焦点を合わせる。

3) 「いま」に焦点を合わせる。（過去は問わない）

4) 「ほめる。」（過ちを非難しない）→ リフレーミングの技法

5) 「わずかな変化をうながす。」（自己実現・自己成長など理想を押しつけない）

V. 家族関係における心の健康の条件 ～ 家族支援の目標

・相互的、相補的な役割の柔軟性、

・個人間境界の明瞭性

・過去ではなく、現在を見つめること、

・個人の自立性の尊重

・話し合いの技能の向上、

・肯定的楽観的な感情の共有

VI. 家族支援の家族心理学的取り組み

・家族カウンセリング

・カップル（夫妻）カウンセリング

・離婚カウンセリング

・DVカップル・カウンセリング

・DV被害妻カウンセリング